## 議員提出議案第5号

## 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成 23 年 5 月 11 日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	局	橋	延	幸
賛成者	同	Щ	本	俊	明
	同	室	伏	友	三
	同	露	木	寿	雄
	同	長	谷丿	川俊	子
	同	原	田		洋
	同	丸	Щ	孝	夫

## (提案理由)

平成 23 年度及び平成 24 年度における期末手当の額を 10 パーセント減じる措置を既に講じましたが、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、本町の基幹をなす観光産業が深刻な影響を受けていることから、平成 23 年度の期末手当の額を更に 10 パーセント減じ、合計 20 パーセントを減じる措置を講ずるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和36年湯河原町条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第7項を次のように改める。

(平成23年度及び平成24年度における期末手当の特例)

7 第5条第2項の規定にかかわらず、平成23年6月及び同年12月に支給する期末手当の額はその100分の20に相当する額を、平成24年6月及び同年12月に支給する期末手当の額はその100分の10に相当する額を、同項の規定による額からそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。